

山梨県公報

号外第十九号

令和三年

六月一日

火曜日

目次

公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月一日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三南アルプス警察署の部中

三田警察官 駐在所	南アルプス市寺 部一四四の一	南アルプス市の 称今井、中西及 美、浅原及び藤
--------------	-------------------	-------------------------------

うち十日市場、寺部(通
び御崎を除く。)、加賀
田

を

若草警察官 駐在所	南アルプス市寺 部一四四番地一	南アルプス市のうち 賀美、浅原、藤田、
--------------	--------------------	------------------------

十日市場、寺部、加
鏡中条及び下今井

に改め、同部鏡中条警察官駐在所の項を削り、同部に次のよう

に加える。

鏡中条連絡
所
南アルプス市鏡
中条七〇四番地
一

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番